

離婚に伴う財産分与

夫婦共同財産を清算

民法は、離婚をした者の一方は相手方に対して財産の分与を請求することができるかと定めています(民法768条①、771条)。

離婚に伴う財産分与の性質については、①婚姻中に形成された夫婦共同財産の清算②離婚後の扶養③慰謝料の三要素を含むとする包括説と、①、②のみで慰謝料は別個の制度だとする限定説とに見解が分かれています。

この問題について最高裁は、裁判所は財産分与の判断に際して「一切の事情」を考慮するので、相手方の有責行為により請求者の被った精神的損害の賠償のための給付を含めて財産分与の額および方法を定めることができるが、既に財産分与がなされた後も、不法行為を理由として別途慰謝料を請求することは妨げられない、財産分与に損害賠償の要素を含めて給付がなされた場合に別途離婚慰謝料の支払いを請求するときには、その額を定めるにつき損害賠償の要素を含めて財産分与がなされた趣旨を配慮しなければならない、との見解を示しています(最高裁判決昭和46・7・23、昭和53・2・21)。

清算的財産分与の対象となる財産は婚姻中に夫婦の協力により得た財産です。婚姻前から各自が所有していたもの、婚姻中に各自が相続や贈与で取得したものは特有財産とされ、清算の対象になりません。名義は夫婦の一方になっていても実質的に二人の共有であるもの、例えば婚姻中に二人で協力して取得した住宅などは、清算の対象になります。

扶養的財産分与は、離婚後の生計の維持を図ることを目的とするものですが、離婚後の扶養は、夫婦共同財産の清算や慰謝料を認めても、なお一方が生活に困窮する場合に限って、しかも他方の財産状態の許す範囲内で認められるにすぎないとするのが一般的です。

離婚に伴う財産分与の額や方法は当事者の協議で定めることとされ、協議ができないときは当事者は家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるかとされています。ただし、離婚の時から2年を経過するとこの請求はできなくなります(同768条②)。

財産分与の請求は、家事調停、家事審判により解決を図ることになりますが、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額、その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか、並びに分与の額および方法を定めます(同768条③)。

